

巨大地震発生！

そのとき

私は どう動く？

～生命と安全を守るために～

役員・班長保存版

# 災害対策活動マニュアル

—— 真美ヶ丘自主防災委員会 ——

## 第1部 基礎編／自主防災組織と災害対策本部

- 第1章 奈良県の地震と被害想定
- 第2章 自主防災組織
- 第3章 真美ヶ丘自主防災委員会
- 第4章 災害対策本部
- 第5章 災害時要援護者

## 第2部 実務編 I／避難所開設と避難者の受け入れ

- 第1章 避難所の基本事項
- 第2章 避難所の開設準備
- 第3章 避難所の設営
- 第4章 避難者の受け入れ
- 第5章 その後の対応

## 第3部 実務編 II／避難所運営マニュアル（抜粋）

■対策部・活動マニュアル

## 第4部 様式編・資料編（省略）

23.05.06

※アンダーライン部分が 2023.05.06 版の改定箇所です。

## 別冊「避難所運営・感染症対策（特別編）」について

本「災害対策活動マニュアル」ダイジェスト版/第2版の発行にあたり、2020年から世界的大流行の新型コロナウイルス禍での避難所運営につき、別冊にてマニュアル「新型コロナウイルス等感染症対策 特別編」を追加発行（2020.10.1）しました。

ようやく新型コロナ感染症も2023年5月8日からは「5類」に移行しますが、別冊「避難所運営・感染症対策（特別編）」（表題変更）は感染症の再拡大に備えて、今後ともその内容を保持・改定していきます。

感染症禍での大地震など複合型の災害発生時には本「役員・班長保存版」と別冊「特別編」を併用して災害対策に取り組むようお願いいたします。

### トピックス

### HUG 研修（避難所運営ゲーム）

「HUG」とは、H（避難所/Hinanjo） U（運営/Unei） G（ゲーム/Game）の頭文字を組み合わせた造語で“ハグ（抱きしめる）”—— 避難所運営ゲームです。

- 年齢性別、家族構成、負傷、配慮すべき事項など、その人が抱えている様々な事情が書かれたカードを避難者に見立てて、体育館・教室（避難所の平面図）等に、如何に適切に配置できるか。また避難所で起こる様々な出来ごとや外部機関からの飛び込みオーダーにどう対応していくか —— 避難所運営の“疑似体験ゲーム”です。
- ゲームを通して“様々な事情を抱えた避難者がいる”ことを知り、部屋割りや災害時要援護者への配慮、テント避難者や仮設トイレの設置など生活空間の確保、支援物資の受け入れといったような様々な動きへの対応が求められていきます。プレイヤー6名程度で1チームを編成し、リーダーを中心に話し合いながら、避難所運営のポイントを「ゲーム感覚」で体験していきます。
- この訓練は、漠然としたイメージの避難所運営を、具体的にどう進めていくかを考え、一定の動きと流れを理解・把握するには、具体的で、効果的な訓練です。自治会では、他所での研修会参加や自主防災委員会、世話役・班長研修会など、既に幾つかトライアルを進めています。今後とも班長・防災委員をはじめ、できるだけ多くの皆さんが疑似体験できる場を設けたいと考えています。

# はじめに

————— 地震の発生は、“時と場所”を選びません。

政府の地震調査委員会が発表した「全国地震動予測地図 2018」によれば、大阪北部地震（18年6月／震度6弱・マグニチュード6.1）と同規模程度の地震は、懸念される南海トラフ地震に比べて桁違いに発生頻度が高く、「全国、いつ・どこで起きても不思議ではない」とされています。

巨大地震が起きるかどうかの確率の問題ではなく、起きた時「真美ヶ丘ではどうするのか」、「誰が、いつ、どこで、何を、どうしていくのか」  
—— 住民の命と安全を守り、被害の拡大を防ぐために、真美ヶ丘での具体的な救援活動「災害対策活動マニュアル」をまとめました。

現実には、想定を超える場面に遭遇することの方が多いかもしれません。がその時、現場に居合わせた担当者が冷静で的確な判断と行動ができるかどうか…。これが大事なポイントになってきます。そのための一つの基本ルール・考え方と受け止めていただければ幸いです。

班長の役割の一つに、真美ヶ丘自主防災組織の一員として「防災委員を2年間、務める」ことになっています。前年度と当年度の班長が防災委員で、所属の専門部・委員会が担当する「〇〇対策部・部員」として、万一の場合には組織的な救援活動の任に当たります。

なお、真美ヶ丘の立地条件から洪水や土砂災害等の危険性は極めて低いと考え、本編では「地震災害対策」に特定しました。仮に、地震以外の大災害が発生した場合でも、大枠、本マニュアルに沿った対応を進めていくことを基本とします。

————— いざ、その時は、可能な限りのご助力をお願いいたします。

# も く じ

■プロローグ ① ② ③ ④ .....	4~8
----------------------	-----

## ■第1部／基礎編 自主防災組織と災害対策本部

第1章 奈良県の地震と被害想定 .....	10
第2章 自主防災組織 .....	12
第3章 真美ヶ丘自主防災委員会 .....	14
第4章 災害対策本部	
1. 災害対策本部の設置 .....	20
2. 真美ヶ丘災害対策本部 .....	22
3. 避難所災害対策本部 .....	25
第5章 災害時要援護者 .....	32

## ■第2部／実務編 I 避難所開設と避難者の受け入れ

第1章 避難所の基本事項	
1. 避難所の基本事項 .....	34
2. 避難所運営4つのポイント .....	35
第2章 避難所の開設準備	
1. 避難所の開設準備 .....	36
2. 学校との確認・打ち合わせ .....	39
第3章 避難所の設営 .....	42
第4章 避難所開設・避難者の受け入れ	
1. 避難者の受け入れ .....	46
2. 避難所内の割り当て・班編成 .....	49
第5章 その後の対応 .....	53

## ■第3部／実務編 II 避難所運営マニュアル（抜粋）

●対策部	
1. 総務部 .....	57
2. 情報広報部 .....	60
3. 避難者支援部 .....	61
4. 施設管理部 .....	63
5. 保健衛生部 .....	64
6. 食料物資部 .....	65

第3部の詳細はホームページに掲載、本ダイジェスト版はその抜粋です。

■エピローグ ① ② .....	66 ~ 67
------------------	---------

## ■第4部 —— 様式編・資料編（ダイジェスト版では省略）

### 様式編

・様式 1	班内・被害状況調査表	96
・様式 2	避難所開設チェック	97
・様式 3	建物被災状況チェック	98
・様式 4	使用可能な場所の指定	101
・様式 5	立ち入り禁止場所指定	102
・様式 6	運営上必要な場所指定	103
・様式 7	避難者名簿登録票①②	105
・様式 8	避難者カード（初動時）	108
・様式 9	避難所報告書（初動期）	109
・様式 10	避難所報告書（第〇報）	110
・様式 11	避難所運営日誌	111
・様式 12	ペット登録台帳	112
・様式 13	避難所退所届	114
・様式 14	落とし物リスト	115
・様式 15	受付メモ	116
・様式 16	取材・調査受付票	117
・様式 17	食料依頼伝票	119
・様式 18	物資依頼伝票	121
・様式 19	物資受入・配付管理簿	122

### 資料編

・資料 1	避難所災害対策本部 規約	124
・資料 2	香芝市／指定避難所	126
・資料 3	学校情報／施設設備の状況	130
・資料 4	避難所開設時に必要な物	131
・資料 5	避難所の状況想定	132
・資料 6	災害時のトイレ対策	135
・参考資料①	要援護者等への配慮	138
・参考資料②	こころのケア	141
・参考資料③	避難所で必要な資材等	142
・参考資料④	災害時協力協定（香芝市）	144

・トピックス「HUG 研修」	表紙裏
・データ Box 震度6以上の主な地震	9
・データ Box 自治会世帯数・住民数	28
・関連①～⑦	28～31
避難者対応・一時避難場所での対応 安否等の把握・自給体制の強化ほか	

●様式編は、香芝市および他府県市の様式をモデルに、「真美ヶ丘バージョン」に落とし込んで再編集しました。

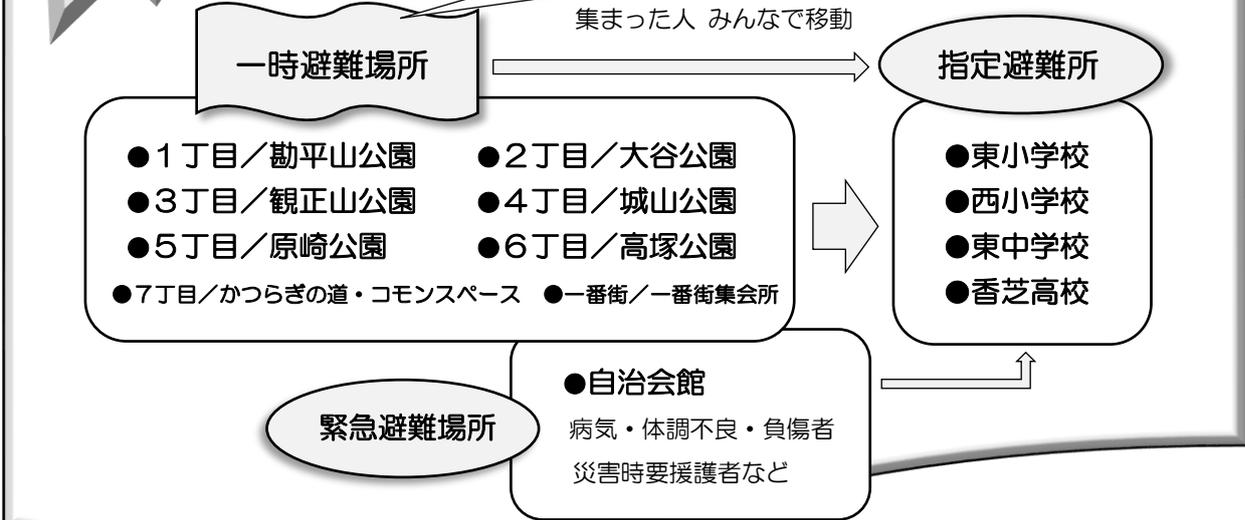
●3部、4部の詳細は自治会ホームページにマニュアル本編として、アップしていますので参照してください。



巨大地震発生

# 避難はまず一時避難場所へ

みんなと一緒にの方が安心・どうしたらいいかわからない…



※「一時避難場所」は集合を強制するものではありません。

## 班内申し合わせ

各班「一時避難場所は“ここ”」…巻末 p.67

\*一時避難場所は、激甚災害の時、我が身の安全を守るために一時的に避難する場所で、「各丁目・区域内の公園」等です。距離的な問題や発生時間帯等を考慮して、近くの駐車場や空き地を指定するなど、実情に応じて班ごとに柔軟に設定します。

避難は、まず「一時避難場所」に集合して、相互に安否・被害状況を確認するとともに、暫く状況を見守ります。その後、指定避難所に移動することになった場合は、自宅に戻る人を除いて原則“みんなで一緒に行動”します ⇒ **事態が落ち着けば随時解散します**

### 自主避難

地震災害の避難行動は、「自主判断」or「隣近所との相談」が始まりです。発災直後は、指定避難所はまだ態勢が整っておらず、直行しても受け入れ不可能です。とりあえず一時避難場所に集合・待機して、状況を見守ります（指定避難所の開設は、原則/行政指示）

### 非常持ち出し

常用薬も含めて、最低限必要な「非常持ち出し品」を準備します。家庭では、家族が3日～1週間過ごせる「食料・飲料水」を備蓄します（停電・断水にも備えて…）

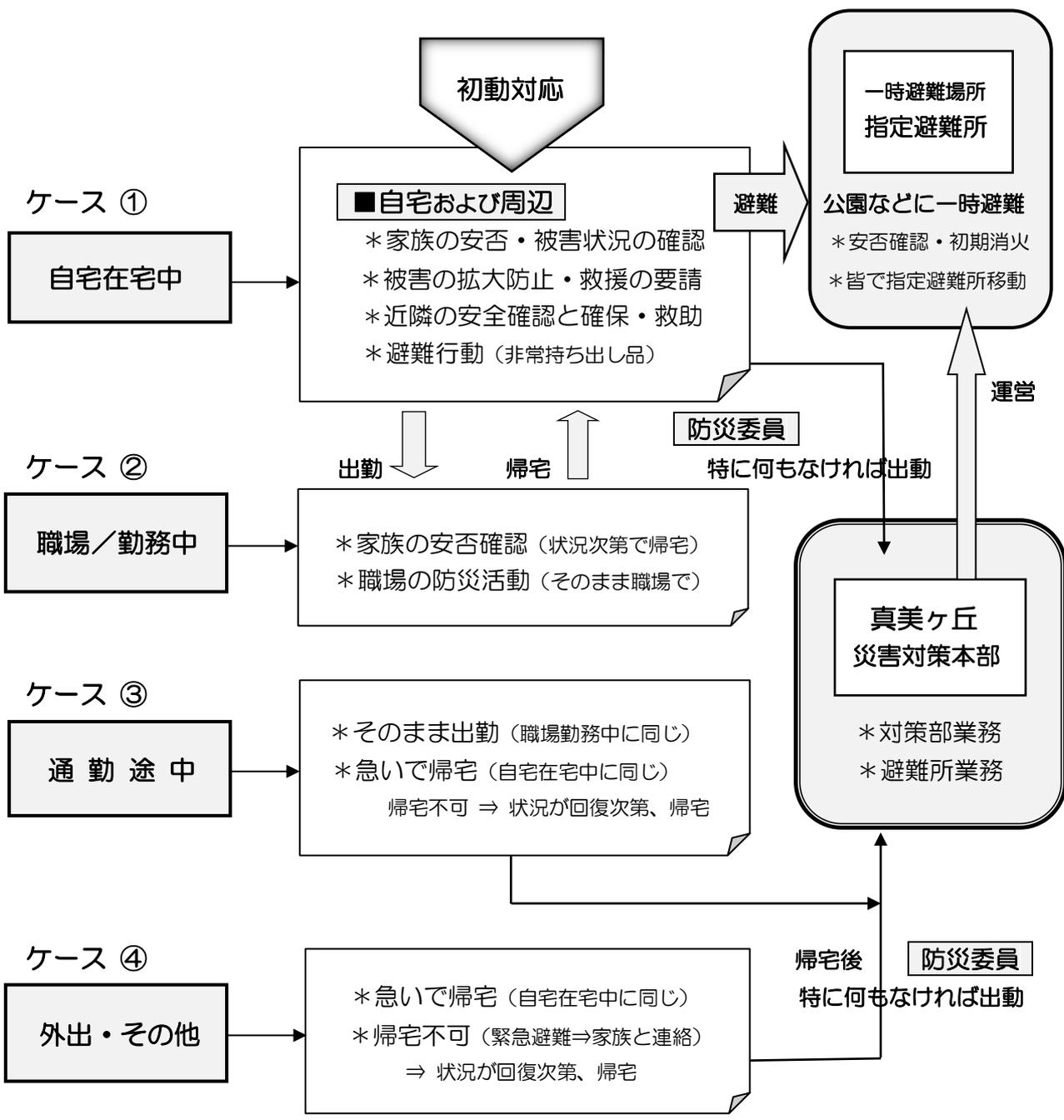


巨大地震発生！

# その時 私はどう動く？

初動の対応 —— 避難と出動

いざ巨大地震が発生したとき、私はどう動く…？  
巨大地震発生から、「避難」および「対策本部出動（防災委員）」までの対応と判断・動き方を4つのケースで考えてみます。



●真美ヶ丘災害対策本部は、発災後速やかに「真美ヶ丘自治会館」に設置

震度5強

巨大地震発生！

# 避難所の開設から 撤収までの流れ

■ **初動期** 発災当日／安全確保、避難所の開設

■ **地震が起きた時**

\* 自分と家族の身の安全確保（プロローグ①・②）

■ **地震が収まった時**

\* 火元の確認、家族の安否確認、被害状況の確認  
 \* 近所に声かけ、協力して初期消火・救出救護・避難  
 ⇒ 近所の公園など 一時避難場所へ  
 ⇒ 自力で避難が困難な人への支援（災害時要援護者）

一時避難場所

■ **避難した場所で**

\* 地区ごとに避難者の確認 ⇒ 医療機関等に搬送する人  
 \* 班内・地区の安否状況、被災状況の確認  
 \* 火災発生等の場合……みんなで協力して初期消火・救出救護

避難所災害対策本部の設置

● 防災委員／出動

避難所に行く人

自宅に戻る人

みんなで移動

■ **指定避難所開設**（行政・学校・自治会／実働部隊）

自宅など（避難所以外）

● **学校との確認・打ち合わせ**

- \* 建物の安全確認、施設設備の点検
- \* 避難所運営に使う場所・部屋の指定
- \* 立ち入り禁止場所の指定

● **避難所の設営・避難者の受入れ・避難所運営**

- \* 避難所の設営、避難者の受付
- \* 避難者の受け入れ、「班」編成
- \* 避難所内の秩序と安全対策
- \* 情報収集・伝達手段の確保
- \* 食料・飲料水・物資等の確保と配給
- \* 行政災害対策本部への報告・連絡

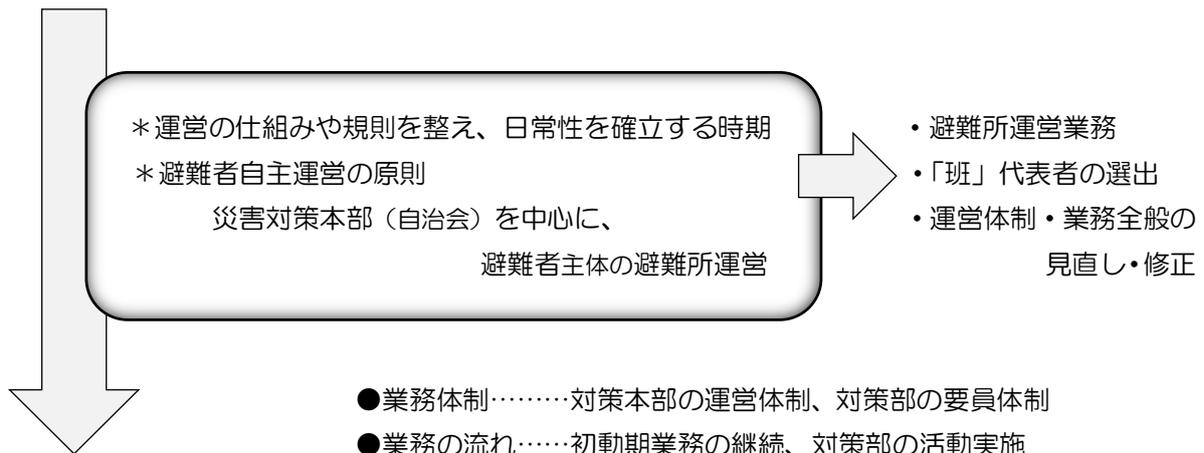
● **在宅避難者**

様々な事情で避難所には入らず、自宅で避難生活を送り、避難所と同等の支援を待つ世帯

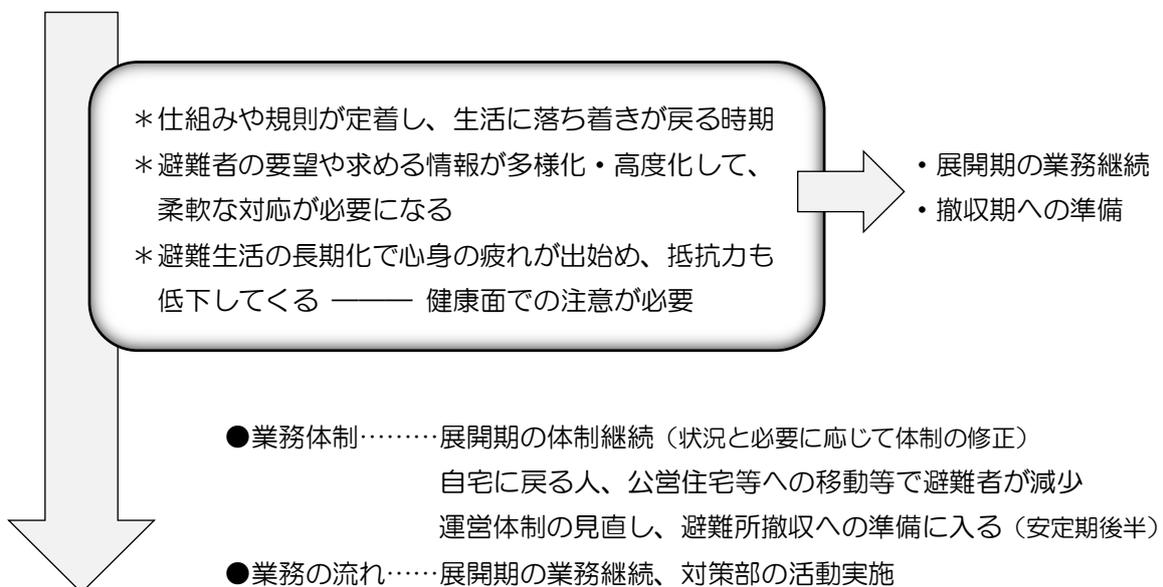
● **無事在宅者**

大きな家屋損傷もなく、家族の安全を確保して、自宅に留まる世帯

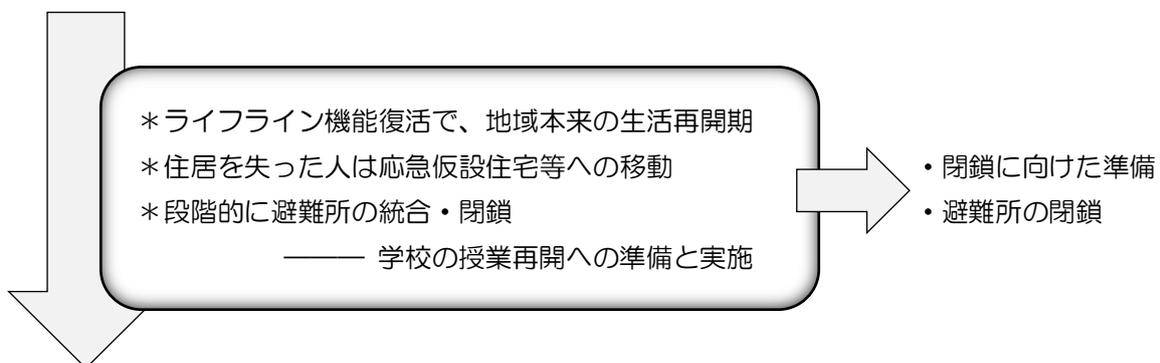
## ■ 展開期 (2日目から1週間程度)



## ■ 安定期 (1週間目～3週間程度)



## ■ 撤収期 (ライフライン回復時)



## ■ 撤収 —— 避難所災害対策本部の解散 (避難所閉鎖の日)

## 自主防災組織 から 災害対策本部への展開

地域の  
自主防災組織

- \* 地域住民が協力し、「自分達の地域は自分達で守る」活動を目的に、自主的に結成した地域の防災組織
- \* 「自助・共助の要」となって、地域防災力の中核を担う
- \* 本来は、住民有志・自警団・自治会等で組織化される独立機関

### ●真美ヶ丘では…

① 真美ヶ丘  
自主防災委員会

- \* より実効的な活動と運営を期して、自治会組織の常設委員会に位置づけ、自治会全体で取り組むこととした（2005年発足）
- \* 専門部・委員会が5対策部を役割分担。前年度と当年度班長が防災委員として、当該専門部・委員会の対策部に所属する

震度5強程度の地震

### ●災害発生時には…

② 真美ヶ丘  
災害対策本部

- \* **震度5強程度** の地震で、自治会・地域内に相当の被害が発生した場合、自治会長判断で独自に設置する場合がある
- \* 自主防災委員会を「災害対策本部」に移行して、緊急必要度の高い事項から救援活動に当たる

震度6  
以上の地震

- \* 「震度5強」程度でも、被害甚大で、避難者が続出すれば、「③指定避難所の開設」に至るケースもある

③ ○○避難所  
災害対策本部

### ●指定避難所・開設となった時は…

- \* **震度6以上** の大地震で甚大被害が生じた時は行政指示で避難所が開設され、自主防災委員会は「避難所災害対策本部」を設置して、避難所の設営と運営に当たる。
- \* 5対策部⇒6対策部に切り替え、「避難所の運営業務」を中心とした対策対応・救援活動に当たる

—第3部 実務編Ⅱ「避難所運営マニュアル」(p.57)

# 第1部 基礎編

## 自主防災組織と災害対策本部

<b>第1章 奈良県の地震と被害想定</b>	
1. 奈良県の地震と被害想定……………	10
<b>第2章 自主防災組織</b>	
1. 自主防災組織の活動……………	12
<b>第3章 真美ヶ丘自主防災委員会</b>	
1. 組織編成と任務分担……………	14
2. 平常時の活動 留意点 ……………	16
3. 対策部の活動 留意点 ……………	17
<b>第4章 災害対策本部</b>	
1. 災害対策本部の設置……………	20
2. 真美ヶ丘災害対策本部……………	22
3. 避難所災害対策本部……………	25
<b>第5章 災害時要援護者 ……………</b>	<b>32</b>

### データ Box

### 「震度6以上」主な地震（1995.1.17 阪神大震災以降）

発生年月日	地震名	震度
2001.3.24	芸予地震	6弱
2003.7.26	宮城県北部	6強
2003.9.26	十勝沖地震	6弱
<b>2004.10.23</b>	<b>新潟県中越地震</b>	<b>7</b>
2007.3.25	能登半島地震	6強
2007.7.16	新潟県中越沖地震	6強
2008.6.14	岩手宮城内陸地震	6強
<b>2011.3.11</b>	<b>東日本大震災</b>	<b>7</b>
2011.3.12	長野県新潟県境付近	6強
2011.3.15	静岡県東部	6強

発生年月日	地震名	震度
2011.4.7	宮城県沖	6強
2013.4.13	淡路島付近	6弱
<b>2016.4.14</b>	<b>熊本地震</b>	<b>7</b>
2016.10.21	鳥取県中部	6弱
2018.6.18	大阪府北部	6弱
<b>2018.9.6</b>	<b>北海道胆振東部地震</b>	<b>7</b>
2019.6.18	山形県沖	6強
2021.2.13	福島県沖	6強
2022.3.16	福島県沖	6強
<u>2022.6.19</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>6弱</u>

# 奈良県の地震と被害想定

## 1. 香芝市の想定震源は7つ

### 内陸型地震（4本）

- \* 中央構造線断層帯など4本
- \* 多数の死傷者と建物被害の可能性

**発生確率** 「震度5弱」以上 20%  
「震度6弱」以上 5%

### 海溝型地震（3本）

- \* 東南海、南海、2つの地震の同時発生
- \* 死傷者数は少ないが、ライフラインに甚大被害。長期に渡る可能性がある

**発生確率** 「震度5弱」以上 91%  
「震度6弱」以上 35%

## 2. 香芝市を襲う地震と震度・被害想定数（2020年／香芝市総合防災マップより）

地震名		マグニチュード	震度	死者数	住宅全壊	避難者数
内陸型	①中央構造線断層帯	8.0	7	154	3,952	22,244
	②奈良盆地東縁断層帯	7.5	6強	97	2,537	16,135
	③生駒断層帯	7.5	6強	142	3,686	21,170
	④大和川断層帯	7.1	6強	118	3,078	18,612
海溝型	⑤南海トラフ巨大地震	9.1	6強	1,300	38,000	26万人

※⑤南海トラフ巨大地震の被害想定数値は奈良県全体

### 災害時、他府県からの応援は？

#### ■震源地が奈良県で、甚大な被害の場合

発災後、一定の時間が経過すれば、他府県からの人的・物的等さまざまな応援活動は、過去の事例から見ても可能とされます。

#### ■東南海・南海地震、2つの地震同時発生などで、激甚被害の場合

大阪・和歌山・三重、太平洋沿岸地域の被害の方が圧倒的に大きく、また広域的な情報・交通インフラの支障などで、他府県から奈良県への応援は極めて困難な状態になることが考えられます。各家庭での、食料・飲料水日常生活用品の準備など、**自立型の防災体制**が必要となってきます。

### 3. 主要地震の被害想定（奈良県）

（第2次奈良県地震被害想定調査 報告書／2004年）

区分	中央構造線 断層帯	東南海・南海地震 同時発生
震度範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 震度5強～7の揺れが数十秒間続く</li> <li>* <b>香芝市</b>・大和高田市・橿原市・広陵町など奈良盆地内を中心に14市町で想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 震度5弱～6強の揺れが1分以上続く —— 数分間続くこともある</li> <li>* 県南部山間地、五條市など奈良盆地南縁の山間地7市町村で想定 <b>香芝市は「震度5強」の想定</b></li> </ul>
液状化	* 奈良盆地内19市町で液状化発生の可能性	* 奈良盆地内15市町村で液状化発生の可能
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 死者4,319人と想定 揺れ3,686、斜面崩壊205、火災428</li> <li>* 負傷者18,817人と想定 揺れ・液状化17,058、斜面崩壊128 火災1,631</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 死者はわずか</li> <li>* 負傷者414人と想定 揺れ・液状化411、斜面崩壊3 火災による負傷者は発生しないと想定</li> </ul>
建物被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 住宅全壊98,086棟と想定 揺れ93,041、液状化2,871 斜面崩壊2,174</li> <li>* 住宅半壊84,973棟と想定 揺れ79,329、液状化2,610 斜面崩壊3,034</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 住宅全壊1,253棟と想定 揺れ1、液状化1,172、斜面崩壊80</li> <li>* 住宅半壊1,184棟と想定 揺れ34、液状化1036、斜面崩壊114</li> </ul>
避難者数	393,781人（最大1週間後）	5,484人（最大1週間後）
断水世帯	385,855世帯	49,995世帯
停電世帯	485,013世帯	31,325世帯
都市ガス	256,903世帯	6,938世帯
通信支障	65,613世帯	0世帯
帰宅困難者	鉄道・道路の直接被害により、県外に出ている通勤通学者が帰宅困難となる 県外からの通勤通学者、観光客も帰宅困難	広域的な交通インフラの支障により、県外に出ている通勤通学者が帰宅困難となる 県外からの通勤通学者、観光客も帰宅困難
広域応援	一定時間経過後は他府県からの応援は可能	他府県からの応援困難、自立型防災体制を

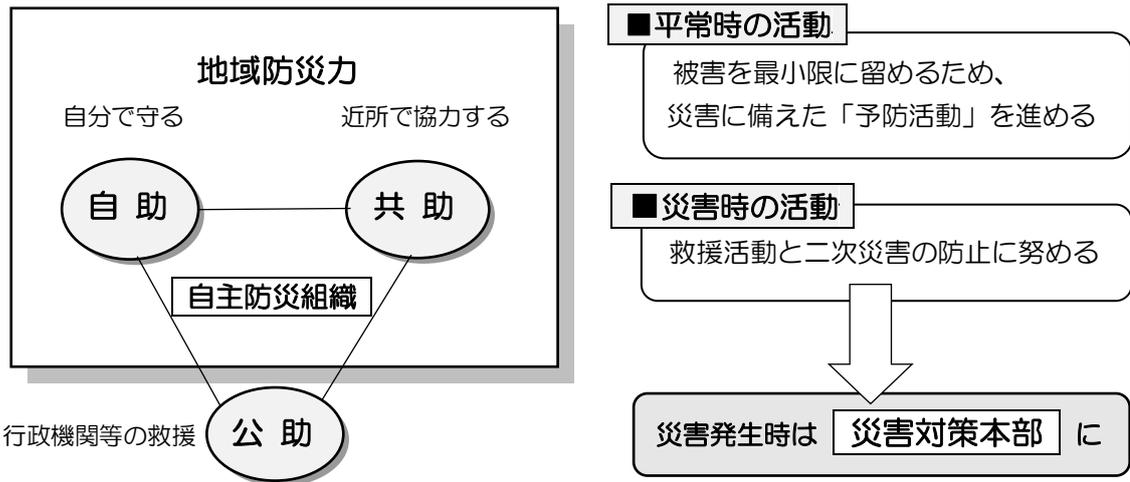
# 自主防災組織

## 1. 自主防災組織とは…

\* 地域住民が協力し、「自分たちの地域は、自分たちで守る」活動を目的に、自主的に結成した「地域の防災組織」のことです。

真美ヶ丘では、自治会 **真美ヶ丘自主防災委員会** がその役割を担うこととして、2005年に組織化されました（自治会会則集／同委員会規約・防災計画 参照）

\* 自主防災組織は、初動期の「自助・共助の要」で「地域防災力の中核」となります。災害時には **災害対策本部** として被災者の救援活動をリードするとともに、二次災害の防止に努めるなど、被害を最小限に留める活動を進めます。



## 2. 基本は「自助」「共助」

\* 災害から身を守る基本は、**自助** — 自分で災害に備える  
**共助** — 隣り近所の協力・助け合い

家庭での地震対策（食料・飲料水等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）、近所同士の話し合いと確認など、日頃から“災害への備えと心がけ”が大切です。

しかし、自助にも共助にも、出来る範囲には一定の限界があります。

また **公助** — 公的援助や救援も、直ちに期待することは困難な場合もあります。

地域全体の  
共助

自主防災組織は、その間の救援活動を適切に担い、公的支援を含め生活支援・後方支援活動を円滑に進めます。

強制力はありませんが、自主防災組織は「地域全体での共助」を的確にリードしていきます。

### 3. 自主防災組織の活動

平常時の活動		災害時の活動	
大規模災害に備える予防活動		災害発生時に人の命を守り、被害の拡大を喰い止める活動	
災害に備える	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 防災資材、機材の整備・点検</li> <li>* 食料・水・防災用品等の備蓄</li> <li>* 医薬品、必要な物資等の備蓄</li> </ul>	情報収集と伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 防災関係機関等との連絡</li> <li>* 災害情報の収集・地域への伝達</li> <li>* 地域の被害状況等の把握・発信</li> </ul>
被害の拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 危険箇所の点検・把握</li> <li>* 避難路・避難場所の点検把握</li> <li>* 移動困難者情報の把握</li> </ul>	初期消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 初期消火活動、延焼拡大防止</li> <li>* 消防機関への協力</li> </ul>
活動訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 防災訓練の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火、救助・救護 ほか</li> <li>・ 一時避難場所、避難所開設ほか</li> </ul> </li> </ul>	救出救護	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 救助資材・機材の手配</li> <li>* 負傷者の救出、救護所搬送</li> <li>* 移動困難者等の安全・避難支援</li> </ul>
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 防災知識の普及・啓発</li> <li>* 防災講演会・HUG研修など</li> <li>* 地域住民への呼びかけ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自助努力と共助意識</li> <li>・ 防災ハンドブックの配布</li> </ul> </li> </ul>	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 避難所運営（避難者対応）</li> <li>* 避難所・避難路の安全確保</li> <li>* 住民の安否・被害状況の確認</li> <li>* 要援護者対応など</li> <li>* 危険箇所・地域巡回・安全確認</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 災害対策活動マニュアル整備</li> <li>* 活動マニュアルの習熟</li> <li>* 災害時要援護者の把握と対策</li> <li>* 避難所開設に向けた事前準備</li> </ul>	給食給水	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 食料・飲料水等の調達・配分</li> <li>* 救援物資等の受領・配分</li> <li>* 必要に応じて炊き出しの実施</li> </ul>
		避難所対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 避難所開設・運営（統括・調整）</li> <li>* 避難所および避難者の統率</li> </ul>
他組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 行政・関係機関                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害関連情報収集・指導相談</li> </ul> </li> <li>* 近隣自治会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7自治会 災害対策連絡協議会</li> </ul> </li> <li>* 学校（指定避難所）</li> </ul>	他組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 行政・関係機関                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報収集、全般的な支援要請</li> <li>・ 避難所運営の支援と協力</li> </ul> </li> <li>* 近隣自治会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所分担責任・共同運営</li> </ul> </li> </ul>
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 自治会関係団体との連携強化</li> <li>* 災害支援ボランティアの協力</li> <li>* コンビニ・事業所・医院</li> </ul>	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 災害支援ボランティアの協力                             <ul style="list-style-type: none"> <li>安否確認・避難所運営等の戦力</li> <li>一時避難場所・救護・物資補給等</li> </ul> </li> </ul>

● 真美ヶ丘自主防災委員会の活動も、本表に沿って進めます

# 真美ヶ丘 自主防災委員会

## 1. 組織編成と任務分担



●自主防災委員会は平常時の活動組織で、災害発生時には **災害対策本部** になります。

- ① **真美ヶ丘災害対策本部** 震度5強程度の地震でも地域内で相当の被害があった場合
- ② **〇〇避難所災害対策本部** 避難所開設の場合／行政指示（震度6以上の地震で甚大被害）

●組織編成には示されていませんが、**災害時 要援護者支援特別プロジェクト**（特命担当者）を別途編成し、要援護者の把握と支援体制・行動計画の整備、および避難所での対応全般を統括します（災害時要援護者／p.32）

## 2. 役員・対策部

\*役員は、世話役会メンバーで構成します（会長、5役、専門部長・委員長、事務局員）

—— **対策部長・副部長** は、各専門部長・委員長が当該の対策部を担当します。

\*対策部員は、各専門部（委員会）部員が「防災委員」として当該の対策部に所属します。

—— **防災委員** は、当年度・前年度班長、および班長以外の専門部（委員会）部員。

⇒ 班長委員は担当2年で、年度ごとに約半数の委員が交替します。

### ■対策部の要員体制（2023年度登録）

対策部	専門部・委員会	総計	2023年度			前年度
			小計	班長	班長以外	班長
本部	5役・世話役・事務局	24	24	1	23	—
	防災部	17	10	5	5	7
情報部	広報部	34	18	16	2	16
消火部	生活環境部	16	9	9	—	7
救出救護部	防犯委員会	38	16	5	11	5
	自治会館等管理委員会		11	9	2	6
避難誘導部	シニア部	42	8	3	5	5
	環境整備委員会		16	8	8	6
	特プロ・子育て支援		7	—	7	—
給食給水部	文化スポーツ部	37	21	9	12	7
	女性部		4	4	—	5
合計		208	144	69	75	64

（5役～会長、副会長、事務局長、会計長、会計監査）

\*被害の程度により、実際に稼働できる人数は大幅に減少することが考えられます。

自治会関係団体等、地域パワーの「災害時の応援協力／戦力化」をすすめ、双方で体制の整備・確認をしていきます（p.27）

—— 稼働率の減少／自宅被災対応、勤務・職場の防災活動、子どもの世話、高齢化など

●救援活動の絶対条件は「マンパワー」です。

防災アンケートに、「助けてもらう人より、助ける人に」という名言がありました。

防災委員であるかどうかに関わらず、災害発生時には一人でも多くの方が自発的に

**助ける側の人** —— **共助** に加わる。その気運の醸成に努めていきます。

## 3. 活動 —— 「自主防災組織の活動」に準じます（p.13）

## 4. 平常時の活動 留意点

### (1) 「自助努力・共助意識」の啓発

平常時の活動は、全てが「災害に備える予防活動」——**減災**に向けた活動です。防災アンケートでは、災害に備える「自助・共助」項目は実行度・関心度とも予想外に低い数字でした。

関係者および住民の **防災意識／自助努力・共助意識の啓発** に努めます。

### (2) 行政・周辺自治会との連携・協力

香芝市災害担当部との連携・情報交換を進めるとともに、真美ヶ丘7自治会「災害対策連絡協議会」との“災害時の地区および地域全体での効果的・効率的な支援協力体制の確保”と“共通マニュアルで対応”など、具体的な申し合わせ・協力を確認していきます (p.20)

### (3) 「防災訓練」等の実施

参加者を増やすイベント化の工夫と実務的・実践的な訓練を行います。

- ①初動の避難行動訓練（一時避難場所）  
避難所関連訓練（避難所設営・運営）
- ②避難所運営（HUG）ゲーム  
避難所運営 疑似体験ゲーム  
などの訓練・研修を実施します

### (4) 避難所の開設に備えた、事前の「準備と確認」

避難所開設となった場合の、迅速・円滑・適切な作業実施に備えて、

- ①学校など関係機関との **事前確認事項** の整理・協議を進め、相互に共有する
- ②災害時の **動員確保の手立て**（役員・防災委員・自治会関係団体など）
- ③初動時に直ぐ持ち出せる **避難所運営に最低限必要な備品等の整備と保管**

（自治会の「非常持ち出し品」）

### (5) 地域組織の戦力化

要員体制は総勢 208 名ですが、状況次第では稼働・可能人数の絶対的な不足も考えられます（23 年度／役員 24 名、班長防災委員 132 名（前年度・当年度）、班長以外 52 名）自治会関係団体等の地域パワーを含めて、**要員の確保と実効的な運用** に努めます。

### (6) 「災害時・要援護者」の視点

災害の規模や被害の程度に関わらず大事な視点。「避難支援と避難所運営」に配慮し、女性・高齢者の意見を反映した計画づくりを進めます（要援護者支援特別プロジェクト）

### (7) 災害対策活動マニュアルの整備

活動マニュアルの「必要な修正・整備、および関係者の習熟と、会員周知」に努めます。

### (8) 防災用品の年次・計画的な整備

予算状況に併せた計画・整備と、活動助成団体等の外部資金活用による整備の方途も探っていきます。

## 5. 対策部／活動の留意点

決して無理はしません

1

対策部の活動は組織としての救援活動ですが、実際の現場では、個人の判断・対応が求められる場面も出てきます。が、私たちは“消火や救出救護の専門家”ではありません。出来ることには自ずと限界があります。共助の精神で「出来る範囲が限界」と考え、決して無理はしません。専門機関を手配し、到着後は後方支援に当たります — **二次災害を防ぐことも、防災活動では大事な視点です**

2

### ■組織的な救援活動

- ①可及的速やかに、活動拠点「災害対策本部」を設置する。
- ②役員の常駐、指揮命令系統、情報収集・伝達、連絡体制等を確立する。
- ③各対策部が相互に緊密に連携し、協力し合って救援活動をすすめる。

### ■現場第一主義

救援活動中に万一不測の事態が発生した時の、現場対応の“第一指揮官”は「現場に居合わせた担当者」、または「第一発見者」です。

- ①周囲に応援を求め、対策本部に一報「緊急事態発生・応援要員の派遣要請」
- ②「被害者の救護」と「被害の拡大防止」に最善を尽くします。

- 外回りの対策活動は、必ず「2人以上／複数人」で
- 対策部員・関係者は全員「ゼッケン or 腕章」着用

2人・1組  
ゼッケン着用

## 情報部

### 正確・簡潔に 何をどう伝えるか

- 災害情報… ①被災状況 ②ライフライン ③救援活動 ④救援物資 ⑤衛生情報
- 情報は2面…①公的発表情報（行政ほか） ②地域被災情報（被災状況・住民ニーズ）
- チェックポイント…①5W1H/いつ・どこで・何が（誰）、どうして、どうなった  
②簡潔明瞭、正確な情報内容の把握と発信

### 災害情報・伝達のポイント

- ①自分自身で「内容の正確な理解」—— いざという時、戸惑わないように
- ②簡潔な言葉で伝える —— 難しい言葉は、誤解や間違った情報伝達の元になる
- ③時間はかかっても確実に伝達 —— 役員・支援協力者等が手分けして回る
- ④必ずメモを取る —— 電話伝達は「対面伝達」に比べて間違いが多くなり易い
- ⑤情報は口頭伝達だけでなく、メモ程度の文書を配布しておけば万全
- ⑥数字の伝達には特に要注意 —— 流言には「数字」が絡むことが多い

## 消火部

けっして無理をしない、初期消火まで

### 初期消火の限度

- 火が天井に燃え移るまで（約3分）——“ボヤ”で消し止められるまで  
消火活動の専門家ではありません。それ以上の火災になったら直ちに避難、消防に連絡。消防隊到着までの間は火災の延焼拡大防止、周辺住民の安全確保に努めます。消防隊到着後は、周辺の人員・交通整理、安全確保など後方支援に努めます。
- 現実には、初期消火活動の時点までに“消火部の現場到着”は、まず不可能です。それだけに「火災は起こさない・初期消火のポイントと訓練、隣り近所の助け合い」など、平常時の啓発活動・訓練活動が大事です。

### 初期消火の「ポイント5」

- ①「火事だ！」と大声で叫び、周囲に知らせる
- ②消火器は、火元を見極め、出来るだけ近寄って消す
- ③消火器やバケツのほか、座布団を使うなど臨機応変に
- ④消火活動は、風上から行う
- ⑤建物の中では、最悪時の「避難脱出口」の確認と確保

## 救出救護部

居合わせた人が、力を合わせて救出救護

- 救出活動も救護活動も、ともに専門家ではありません。限界があります。
- \*家屋倒壊等での救出作業は、居合わせた人が協力して出来る範囲内の、一定の活動までです。専門機関の出動を要請し、到着後は周辺および後方支援に当たります。
- \*現場での負傷者の応急手当、安全な場所への移動、医療機関等への搬送等も、居合わせた人たちが協力してすすめます。
- \*避難所開設の前の段階で、応急救護スペース/安息できる場所が必要になってくるかもしれません。当面、自治会館を **緊急避難場所** として準備します。
- 避難所開設後、状況判断の上で香芝東中学校に **救護所が設置** され、軽度患者の処置は可能になります。重症患者の振り分け（トリアージ）により、病院搬送等が進められます ⇒ 他の中学校3校と香芝市保健センターにも同様に救護所設置。
- \*受診可能な医療機関情報を収集します。「行政に確認」「医院リストで電話確認」等、可能な限りの情報を収集し、被災者からの問い合わせにも対応します。

### 安否確認・要援護者対応

——— 避難誘導部と合同

- \*発災後一両日中に「被害状況と安否確認」聞き取り調査を行い、状況を把握します。  
⇒ この確認調査は、避難所が開設されない場合でも必要に応じて行います（p.53）
- \*要援護者の安否確認・避難誘導・ケア対応をすすめます。

## 避難誘導部

### 安否確認・要援護者の避難支援

- 「安否確認・被害状況の把握」と「要援護者の避難支援」の主力部隊となります。
  - \* 一時避難場所……現場統括責任者の派遣（状況把握・統率／混乱防止・本部連絡 p.29）
  - \* 避難所運営……避難者対応（避難者の受け入れ・秩序維持・要援護者対応）
    - ⇒ 災害規模が大きいほど、発生後、パニック状態に陥る危険性が高まってきます。
    - ⇒ 避難所の受け入れ態勢・秩序維持が重要です（黙って帰宅 or 避難所を移動する人）
    - ⇒ 自主的に、素早く安全な避難行動が取れるよう、**平時に「避難行動意識」を啓発します。**
  - \* 必要に応じて、全世帯「安否確認・被害状況」調査を行います（p.53 救出救護部合同）
    - ⇒ 限られた時間と要員で困難な場合は、各班内、有志の応援・協力を得て進めます。
- 「要援護者」への手助けが必要です（要援護者支援特別プロジェクト／p.32）
  - ⇒ 日頃から要援護者を把握するとともに、避難支援計画の合意が欠かせません。
- 「帰宅困難者」対応
  - \* 学校関係は「学校対応」が基本ですが、状況によっては対応の必要が出てきます。

## 給食給水部

### 給食・給水・物資調達、配給

#### 公的機関等からの救援物資の支給は、発災から数日かかる場合があります

- 当面は、自分たちで「食料・水の確保」、「炊き出し」などを行なう必要があります。
  - \* 各家庭で「3日～1週間程度」過ごせる「**非常食・水の備蓄**」を啓発周知します。
  - \* 給水拠点・給水方法等を決めます — **給水車の稼働／行政指示・連絡**
    - ⇒ 香芝東中学校に設置されている「非常用貯水槽の開設」を行政に要請します。
    - ⇒ 避難所開設前でも、全面断水時には貯水槽の開設が必要な場合も考えられます。
    - ⇒ 給水車稼働の場合は、行政の指示に従います（給水拠点・給水方法など）
    - ⇒ 給水の供用開始後は、混乱が生じないよう現場の整理誘導等に努めます。
- 避難所開設となれば、更に長期間「食料・水の確保と配給」の問題が出てきます。
  - \* 行政等からの救援物資の受け入れ・配給をスムーズに進める「**配給計画**」の作成。
    - ⇒ 物資が届くたびに“我れ先に”と奪い合うようでは、避難所は大混乱に陥ります。
    - ⇒ 地区別・班別等に必要数を把握し、公平に給食・給水できる配給システムを作ります。
    - ⇒ 配給先は避難所だけではなく、在宅避難者の把握も必要です。
- 炊き出し — 当面、最低限必要な **「米」「塩・梅干し」「燃料」等の備蓄の検討**
  - \* 避難者が出た場合の、発災当日／夜食のシュミレーション
    - ① 行政支給の非常食……支給「不可」の場合は「炊き出し」実施の必要性も…
    - ② 炊き出し……当面は「おむすび」の提供検討／飲料水は行政支給分で…
      - ⇒ 食材等の大量買出し・確保には、事前に一定のメドを持っておきます。

# 1. 災害対策本部の設置

\*災害発生時には、真美ヶ丘自主防災委員会を「災害対策本部」に切り替えて、組織的な救援活動を進めます。地震の規模・被害の程度により段階的に2通り考えられます。

震度  
**5強**

## ① 真美ヶ丘災害対策本部 — 避難所“開設前”の段階

「震度5強」程度の地震で、自治会区域内に相当な被害が生じた時、行政の避難所開設指示が出る前でも、自治会長判断で自主防災委員会を「真美ヶ丘災害対策本部」に切り替え、設置する場合があります。「真美ヶ丘独自で組織的な対応が必要」と判断された場合で、必ず設置されるものではありません。

## ② 避難所災害対策本部 — 避難所の“開設後”の対応

原則「震度6以上」の地震で、地域全体に甚大な被害が生じた時、行政指示で真美ヶ丘に最大4ヶ所「指定避難所」が開設されます（一律一斉とは限りません）  
7自治会事前確認に基づき、各自治会が避難所を責任分担して「避難所災害対策本部」を設置し、開設・運営業務の一切を統率します。

震度  
**6以上**

- ① ⇒ ②の順番で設置されるとは限りません。被害の程度・避難者の状況等で判断するため、「震度の数字」だけでは測りきれない要素があります。  
⇒「震度6」以上でも被害が少ない場合は避難所開設に至らないケース。反対に「5強」程度でも甚大な被害・避難者続出となれば、行政から避難所開設指示が出る場合もあります。  
⇒「真美ヶ丘対策本部」設置後に避難所開設となれば、直ちに「避難所対策本部」に切り替えます。

## 震度5弱の対応

— 自主防災委員会・役員招集など、必要に応じて準備態勢を整え、状況に合わせた対策・対応を進めます。

真美ヶ丘7自治会

真美ヶ丘、別所、瓦口、西真美、真美ヶ丘6.7丁目団地、五ヶ所、すみれ野

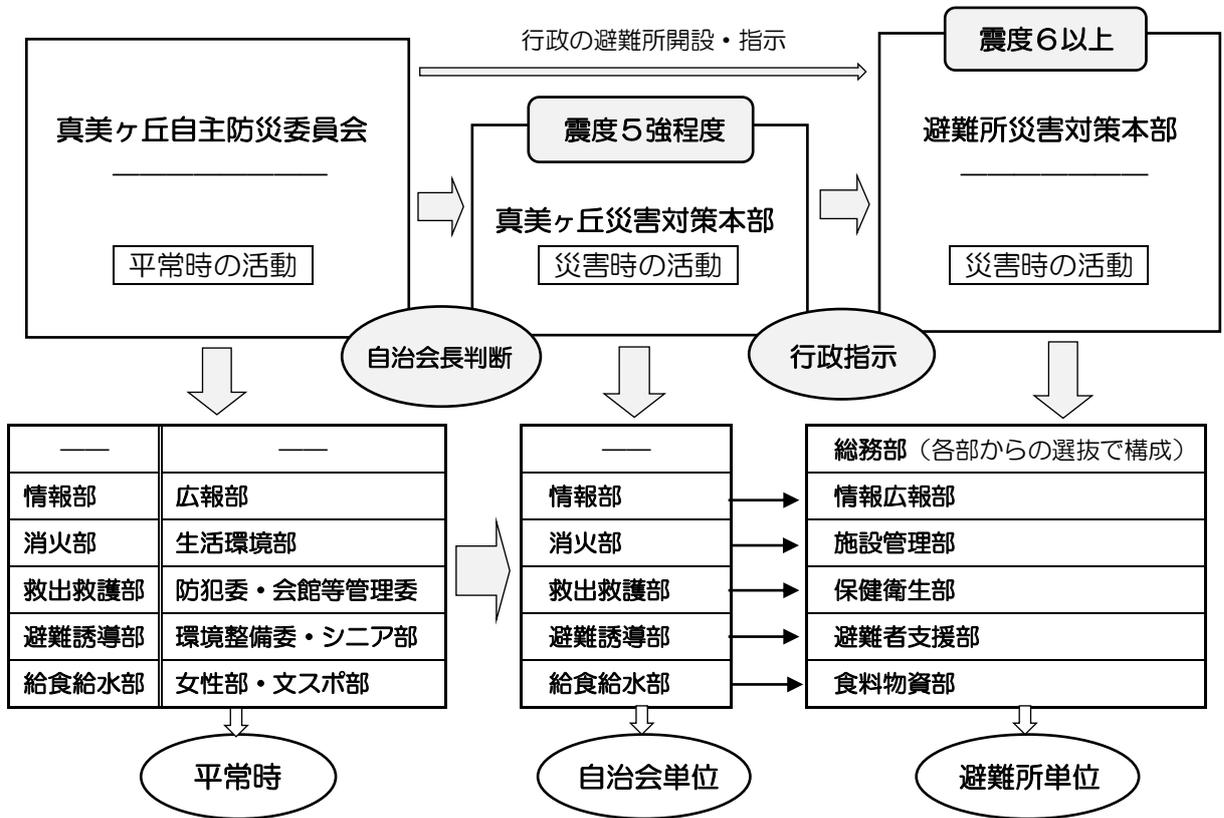
\*各自治会にはそれぞれ自主防災組織があり、災害発生時には、必要に応じて自治会単位で「〇〇地区災害対策本部」を設置し、地区内の対策・対応に当たります。

\*避難所開設となった時は、「7自治会災害対策連絡協議会」の確認・申し合わせに基づき各自治会がそれぞれ分担して「〇〇避難所災害対策本部」を設置します（p.25）

まとめ

# 災害対策本部への展開

●真美ヶ丘自主防災委員会は平常時の活動組織で、災害時には **災害対策本部** になります。



\* **真美ヶ丘災害対策本部** は、自治会長判断で設置するもので、その後さらに被害が拡大し多数の避難者が出た場合には、行政指示による「避難所の開設」となります。その時点で真美ヶ丘災害対策本部は **避難所災害対策本部** に切り替え、「東小学校 避難所災害対策本部」に移行・吸収して、避難所設営・運営業務に当たります。

⇒ 避難誘導・救出救護・消火部などの現場出動業務は、そのまま継続する場合があります。

\* 対策本部の設置当初は「要員数の絶対的な不足」が懸念されます。

現場の状況によっては、火災発生・負傷者・ライフライン停止・避難行動の始まり（一時避難場所）など、様々な動きと対応が、避難所開設作業と並行して、同時に進みます。

初動時には、対策部の枠を超えて、最優先の「救援活動」を重点的・集中的に進めます。

参考

## 「香芝市災害対策本部」の設置（判断基準）

- 「震度5強」以上 —— 全職員の出動による「対策本部の設置」（2号動員）
  - ⇒ 「震度5弱」で、指定職員の出動による「対策本部の設置」（1号動員）
  - ⇒ 対策本部設置後、総合調整部本部班から自治会長に、防災無線で一報が入ります。

## 2. 真美ヶ丘 災害対策本部

### 1. 災害対策本部の設置

- \* 「震度5強」程度の地震でも、自治会区域内で相当の被害が発生し、独自の対策・対応が必要な場合は、自治会長判断で「真美ヶ丘災害対策本部」を設置する場合があります。
- \* 対策本部は「真美ヶ丘自治会館」に設置します。
- \* 対策本部が設置された時は、世話役、班長・防災委員は直ちに対策本部に集合します。
- \* 本部体制は、真美ヶ丘自主防災委員会の「組織編成・任務分担」をそのまま移行します。

#### 世話役・防災委員 集合

- \* 会長は、副会長経由で防災役員に「対策本部設置・防災委員集合」を指示する ⇒ 香芝市役所（危機管理課）に「対策本部設置」を一報（p.36）
- \* 副会長は、世話役、班長（防災委員）に同上一報と本部集合を指示する（自会連絡網）
- 電話連絡・不可の場合 —— **口頭伝達** ⇒ 連絡網ルート「事務局員 ⇒ 班長 ⇒ 班長」
- 自発的・出動の要請 —— 原則／指示連絡とするが、テレビ・ラジオ等で地震情報を確認し、“空振りでも構わない”として自発的に出動する。

#### 本部集合に当たっては

- \* 「家族・近隣の安全確保と被害状況の確認／応急対応」後、特段の問題がなければ対策本部に集合する。自宅対応・その他で“遅れて参集”は一向に構わない。
- \* 集合の途上では、周辺の被害状況等を見分し、本部に報告する。
- \* 作業可能な服装（防寒・猛暑／長袖）・履物、タオル・マスク、ゴム軍手類、自分用の飲み物、携帯電話、その他、救援活動に必要なと思われる物品等を携行する。
- \* 移動は徒歩（状況が許せば自転車・バイクも可／後刻の連絡手段にも活用） **自動車は不可**

#### 班長／初動時・出動の可否判断

- \* 時間的・状況的に本部集合が不可能な時は、その場の“最善の途の判断”でOKです。一段落後、本部に参集します。
- ⇒ 自宅被災、家族の安否確認、職場勤務中、一時避難場所に直行 など参集した要員の範囲で、全員総出で、また迷うことなく外部パワーや会員有志に応援協力を求め、最も急を要する“必要な初動の対応”に当たります

本部

#### 自治会館

施設設備の安全点検・確認 —— 本部長は会館使用の可否を外観判断

- 使用可能の場合 —— 会館管理委員会は「施設設備の点検・確認」をします。
- 使用不可の場合 —— 対策本部は「自治会館前の駐車場」に設置します。

## 「全体会議」の開催

(一定の関係者が集合した時点)

行政災害情報や各自が見聞した被害状況等の共有と確認を行い、最も急を要する対策事項から優先して救援活動に当たります。

\* 本部長は被害状況と要員体制を的確に把握し、対策事項の優先順位・方法等を全員に指示します。

## 本部長判断・指示

この時点での初動対応は、対策部の枠を超えて、集合者全員で「最優先の救援活動」を重点的、集中的に展開していきます。

## 被害状況の把握と救援・救護活動

●この時点で最も急を要すること…①安否確認・被害状況の把握、②避難行動の動き

③初期消火・救出救護への対応

①安否確認、負傷者等の人的被害、家屋その他の物的被害等の状況と件数の把握

⇒ 班長 or 班内有志、役員等による聞き取り情報収集、一時避難場所での情報収集

②避難行動の動き／一時避難場所に統括責任者を派遣（安否確認・情報収集伝達・混乱防止）

③初期消火・救出救護の現場対応……救出救護・被害の拡大防止、混乱防止

⇒ 負傷者等の応急対応・安全な場所への移動、医療機関等への搬送

## 自治会館

—— 災害救援活動を進めていく上での「重要な活動拠点」ですが、

避難所開設の時点で、真美ヶ丘災害対策本部は東小学校避難所災害対策本部に移行吸収し、“自治会館は、原則としてクローズ”します。

⇒ 戦力の分散化と混乱を避けるため、東小学校避難所対策本部に一本化します。

## 2. 災害対策本部の体制

(自治会会則集・参照)



【注】◎印／対策部長、○印／対策部副部長

### 3. 災害対策本部の構成と役割

<b>本部長</b> (自治会長) <b>常駐</b>	* 全般的な災害情報、地区内の被災状況・対策推進状況の把握・分析に努め、最も必要な対策実施の判断・指示等、的確で迅速な救援活動の全体を統括 * 行政ほか外部機関、近隣自治会等との折衝・対応窓口(本部長に一本化)
<b>防災部長</b> (本部長付き) <b>常駐</b>	* 被害状況と対策・対応状況、組織状況など全体の稼働・進捗状況を見極め、最も急を要する対策対応の計画・進言、および各対策部の部間調整など、フリーの立場で、本部長補佐官として実質的に組織内を統括する。
<b>事務局長</b> <b>常駐</b>	* 本部長・防災部長と常に連携を保ち、的確・迅速・円滑な活動展開の実務遂行責任者として、本部内事務局業務の一切を取り仕切る
<b>副本部長</b> (副会長)	* 1名/各種情報と被災状況の収集・把握・分析(所管/情報部) * 1名/本部長業務の全般的な補佐、安否確認全般(所管/救出救護部)
<b>副会長</b>	* 副本部長業務の補佐、本部長特命事項 * 所管分担 —— 避難誘導部・消火部・給食給水部 —— 各対策部サポート
<b>会計監査 選管委員長</b>	* 本部長特命事項 —— 救出救護部・避難誘導部を中心に対策部サポート (被害状況・安否確認)
<b>会計長</b>	* 救援活動に必要な物資・資材等の調達、資金の確保と管理、特命事項
<b>対策部長 副部長 特プロ</b>	* 所管対策部・救援活動の具体的な段取りを仕切り、実務遂行の指示と運営、遂行状況の点検・把握のほか、新たな課題の対応処理 * 特プロ —— 本部長特命事項/要援護者対応(民生児童委員と合同)
<b>事務局員</b>	* 事務局長の指示に従い、本部および事務局業務の推進と各所連絡担当事務局業務の補佐、対策部を含む幅広い業務対応への遊軍
<b>要援護者・支援 プロジェクト</b>	* 特別な配慮を必要とする要援護者へのケア * 要援護者の動向と状況把握(必要に応じて避難支援への対応) 「地域福祉活動特別プロジェクト」の構成員を中心に対応をしていく
<b>防災部員</b>	* 本部付(総務部)/防災部長指示に従い、本部業務補佐と総務部事項 * 状況によっては、一時避難場所・緊急必要な対策部の活動支援に当たる
<b>本部 対策会議</b>	* 原則/一日1回・定時開催(必要に応じて随時開催) * 地区内の被災状況、行政情報、各対策部の進行状況など、情報の共有と必要な対策事項の推進等を協議・決定・確認する

#### 会計上の 取り扱い

- \* 真美ヶ丘災害対策本部での必要経費は自治会負担とします。  
当面は「予備費」で支出し、最終的な処理は事後、世話役会で協議します。
- \* 避難所災害対策本部では原則「行政の現物支給」ですが、緊急かつ少額の場合は、上記と同様、自治会経理で処理する場合があります。

## 3. 避難所 災害対策本部

■避難所開設の行政指示が出た時は、直ちに「避難所災害対策本部」を設置します

1. 真美ヶ丘地区の「指定避難所」は4ヶ所 \_\_\_\_\_

真美ヶ丘東小学校

真美ヶ丘西小学校

香芝東中学校

香芝高等学校

●—— 真美ヶ丘地区“共通”の避難所で、どこ避難所に避難しても構いません (p.28)

2. 避難所の運営担当・責任自治会 \_\_\_\_\_

\*住民避難先の予測に基づき、避難所の「運営担当責任」を7自治会で分担します。

\*真美ヶ丘自治会は、**真美ヶ丘東小学校** **香芝高等学校** を担当します。

指定避難所	担当責任自治会	避難者の地区（予測）
真美ヶ丘東小学校	◎ 真美ヶ丘自治会 6.7丁目団地自治会	真美ヶ丘、6.7丁目団地、別所、瓦口
真美ヶ丘西小学校	◎ 西真美自治会 五ヶ所自治会	真美ヶ丘、西真美、五ヶ所、すみれ野
香芝東中学校	◎ 瓦口自治会 別所自治会	真美ヶ丘、6.7丁目団地、別所、瓦口
香芝高等学校	◎ 真美ヶ丘自治会 すみれ野自治会	真美ヶ丘、西真美、すみれ野

◎印/主たる運営責任自治会

- 各自治会がそれぞれに要員を出して、それぞれが受付窓口を開設し、しかも対応は各自治会バラバラ…という最悪の事態に陥らぬよう、初動の混乱を避け、効率的で、スムーズな運営を進めるため、避難所「運営担当」を分担します。
- 各自治会は必要な要員を配置し、共通マニュアルに従って「居住地域に関わりなく、参集した全避難者の、受付から支援・対応までの全て」を取り仕切ります (p.20)

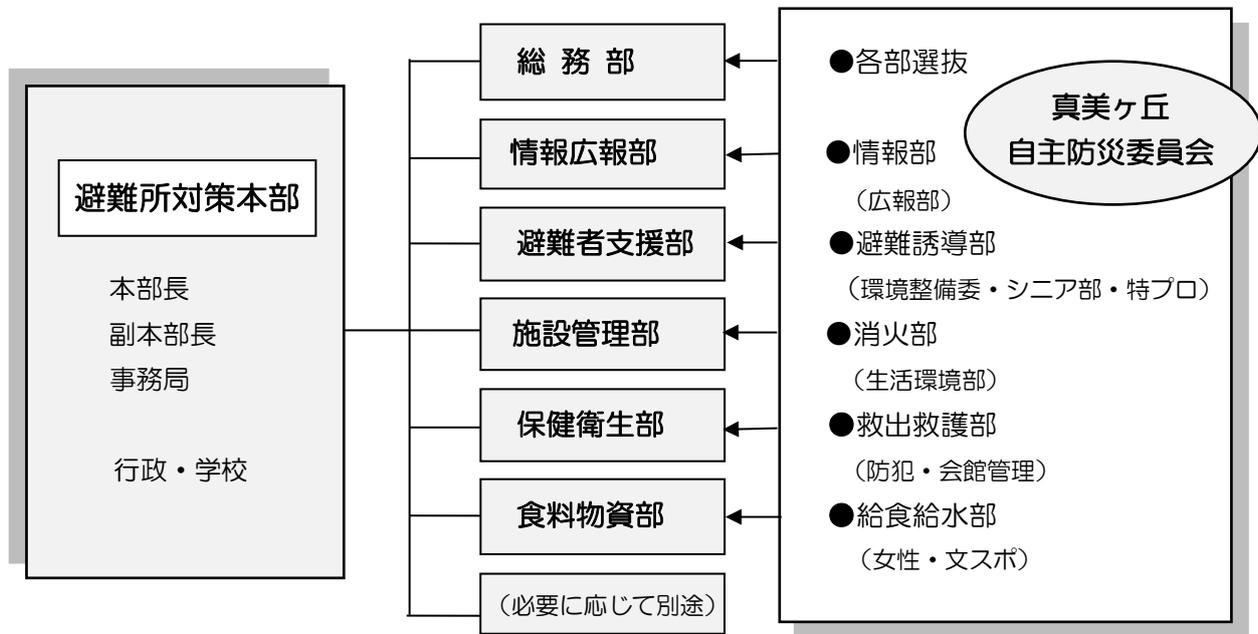
■避難所設置後は、「真美ヶ丘災害対策本部」は東小学校避難所災害対策本部に移行吸収し自治会館は原則・クローズします。

避難所連絡会

避難所開設後、必要に応じて「避難所連絡会」を開催します（別途）

### 3. 避難所対策本部の運営体制

- 担当責任自治会は、避難所開設と同時に「〇〇避難所災害対策本部」を設置し、準備・設営、受付・避難者対応・秩序維持等、避難所全体の管理運営に当たります。



\*真美ヶ丘自主防災委員会（真美ヶ丘災害対策本部）からの体制移行を基本に、新たに、6丁目団地（東小学校）と、すみれ野（香芝高校）自治会が加わって、再構成します。

\*避難所全体の管理運営担当 **総務部を新設** します（各部からの選抜で必要人数を確保）  
また、必要に応じて「〇〇対策部」を新設する場合があります。

#### （1）対策本部の責任体制（真美ヶ丘 2023年度）

		真美ヶ丘東小学校 対策本部	香芝高校 対策本部
本部	本部長	会長	2ヶ所開設の場合は要調整
	副本部長	東・南・北班 副会長	同上
	事務局担当	事務局長・防災部長	同上
対策部	総務部長	事務局長兼務	同上
	情報広報部長	広報部長	同上
	避難者支援部長	環境整備委員長（西班副会長）・シニア部長	同上
	施設管理部長	生活環境部長	同上
	保健衛生部長	防犯委員長・自治会館管理委員長	同上
	食料物資部長	女性部長・文化スポーツ部長	同上

- 初動時、本部役員・各対策部長不在の場合、本部長は直ちに代行者を指名。

(2) 対策本部の要員体制 (2023年/避難所2ヶ所の合計)

対策本部の 対策部	全体	情報	消火	救出	誘導	給食	特プロ	世話役	事務局	防災部
	208	34	16	38	35	37	7	20	4	17
総務部	24	4		8	5					7
情報広報部	30	30								
避難者支援部	30				30					
施設管理部	30		16			7	7			
保健衛生部	30			30						
食料物資部	30					30				
対策本部	34							20	4	10
専門部・委員会	—	広報	生活	防犯 会館	環境 シニア	女性 文スポ	特プロ	—	—	防災部

●居住区をベースに「2避難所」に振り分けます (一部調整)

配置

●東班・北班・一番街 ⇒ 真美ヶ丘東小学校 ●南班・西班 ⇒ 香芝高等学校

(3) 自治会関係団体等の支援体制

対策部	真鶴会	子ども会	テニス部	吹き矢クラブ	ファミリー農園	いきいきサロン	民生委員
総務部			○			○	
情報広報部							
避難者支援部	○	○	○			○	○
施設管理部	○			○	○		
保健衛生部	○			○	○	○	
食料物資部		○	○				

● “災害支援 地域ボランティア” の組織化と応援・協力体制の確保をすすめます。

⇒ 比較的フリーに動ける在宅者・世話役 OB・女性支援隊など

避難者の運営協力・運営参加

■ポスター掲示の工夫

\* 避難者・自主運営の考え方に沿って、避難所の開設決定後は、迷うことなく、会員および避難者に「自発的・積極的な運営協力」を求めています。

\* 避難所設営作業のほか、以後の避難所運営にも引き続き参加と協力を要請します。とくに避難者と直接関わりのある対策部は、避難者が活動できる場の設定を考えます。

あなたの力を貸してください

避難所運営  
協力者募集!

⇒ 受付までご連絡を

関連①

この時点での「避難者対応」は…

行政指示／避難所開設 ⇒ 避難所災害対策本部の設置 ⇒ 避難所開設準備 と続きますが、班長本部集合、自主避難の始まり、一時避難場所、避難所開設指示等の時間的關係（動き）の予測は不可能です。原則「班長本部集合」としますが、避難および時間状況によっては「一時避難場所対応」⇒「本部集合」もOKです。

⇒ p.56 / 「一時避難場所対応」の代行者を、予め班内有志に要請・確保できればベストです

自主避難の  
始まり

地震災害での避難行動の始まりは「自主判断による避難開始」から。一時避難場所等の状況把握と本部要員の現地派遣を指示します。

⇒ 一時避難場所責任者／本部指示の有無に関わらず一時避難場所に直行避難は、まず「一時避難場所」。相互に安否確認・被害状況の確認。

一時避難場所

初期消火・救出救護などの共助（指定避難所への移動はみんなで行動）

本部／統括責任者を派遣 ⇒ 安否確認、情報収集・伝達・混乱防止など

班長／既に本部集合した人は本部指示に従う。まだ集合していない人は状況に応じて「一時避難場所対応」⇒「本部集合」もあり得る。

緊急避難場所

災害時要援護者・負傷者等の応急対応に備えて緊急避難場所を準備し、状況に応じて対応する（自治会館）

⇒ 食料・飲料水、寒暖対策（毛布）等が必要な場合もある。

避難所開設の行政指示

避難者が出た時点で「行政に一報」(P.36)

避難所開設準備・設営・避難者受け入れ／避難所運営

データ Box②

■自治会の世帯数と住民数 (2022年4月1日)

自治会	世帯数	住民数	避難先の予想			
			東小学校	西小学校	東中学校	香芝高校
真美ヶ丘	1,698	4,402	●	●	●	●
別所	476	1,271	●		●	
瓦口	1,063	2,268	●		●	
西真美	1,087	2,683		●		●
6・7丁目団地	282	627	●		●	
五ヶ所	30	77		●		
すみれ野	330	978		●		●
合計	4966	12,306	4	4	4	3

- ①統括責任者（本部要員）を一時避難場所に派遣 — **現場の仕切りと統率**
  - 各班の被害状況・安否確認、情報収集、および全体の取りまとめ・混乱防止など
- ②責任者は、現場に直行 — 確実に行けるとは限らないので **複数名を別途指名**
  - 防災委員会委員・環境整備委員会（避難誘導部）各ブロック委員をそれぞれ別途指名
    - 一時避難場所7ヶ所（かつらぎの道・ガーデンハウスは、別途・追加措置）
- ③統括補佐担当者 — 集合班長・A氏に協力を求める（現場で指名／代行者・有志を含む）
  - 班長Aは、統括業務現場で指名に協力（他の班長も、防災委員として統括業務に協力）
- ④責任者に事前配備 — 現場で必要な用具類（書式類・筆記用具・大型懐中電灯等）
  - 本部等との連絡 — 原則／携帯電話。必要に応じて本部事務局員が連絡役等に当たる。

**現場統括責任者**

- 地震規模・被害状況等を見極めて、指示（連絡）の有無に関わらず、指定の一時避難場所に直行し現場の統括に当たる。
- 「現場到着」を対策本部に一報 ⇒ 出動不可の場合／本部および他の責任者にその旨を一報。
  - ⇒ 各現場・統括責任者が出動不可の場合／対策本部は直ちに代行者を手配・派遣する。
- 統括責任者が複人数集合した場合は、「A」が主たる責任者に、「B」は統括補佐に当たる。
  - ⇒ Bは、他の一時避難場所の“責任者欠員の補充”に回る場合もある（対策本部指示）
- 事前配備の「作業用具類」を携行。出動時は「本部集合／p.22」に準じる。
  - ⇒ 机・メガホン拡声器・雨具・夜間照明等なし（夜間・照明断の場合もある）

**①避難状況  
被害状況確認**

**班長（代行）に指示**／避難者名・人数、安否・被害状況等の確認  
 負傷者・病人・要援護者の有無確認 ⇒ 応急対応・搬送  
 ⇒ 緊急避難場所または病院搬送。応急対応（近辺自宅の救急薬品）

- \*一時避難場所の全体状況とりまとめ ⇒ 対策本部報告、同時に関連情報の入手
  - ・報告／避難者数、ケガ・病人等の避難状況、被害状況等
  - ・情報入手／避難所開設準備状況・災害情報など関連情報等 ⇒ 適宜、避難者に伝達
- \*以下、全体取りまとめ・統率、暫時待機 ⇒ 継続／本部報告。情報収集・伝達、混乱防止等

**②みんなで共助**

\*火災・緊急事態発生には、初期消火・救出救護等に共同支援作業  
 ⇒ 支援は“出来る範囲内で出来るところまで”。決して無理をしない。

- \*可能であれば、各班内で手分けをして「未避難者宅」の状況把握に当たる。
  - ⇒ この時点での「安否情報・被害情報」収集は、極めて大事な「第1次の被害情報」
- \*統括責任者は、これら共助活動への協力要請と必要事項の指示・取りまとめを行うとともに、必要に応じて必要な対策・対応を講じる（対策本部との連携）
- \*長時間待機となった場合は、避難所の開設準備状況等を説明し、そのまま待機継続か、一旦自宅に戻るか、本人の判断に委ねることも視野に入れる。

**指定避難所開設** ⇒ 設営・受け入れ態勢が整い次第、希望者はみんなで移動する。

「避難所開設」までに至らず、事態が落ちついて自然解散になる場合も…

### 関連③

## 夜間の発災 — “長時間の全面停電”

#### ●最優先は **安全の確保と二次災害の未然防止**

**課題** 全ての場所での「照明の確保」と「安全に留意した対応・行動」

—— 自治会の備蓄品は発電機6台、照明用投光器5台。

**急務** 行政保有状況の事前確認、最低限必要な「停電対策・機材」等の自治会整備・保有

①夜間停電の影響は、「あらゆる作業と行動が制約される」ことです。

—— 自治会館・避難所の「建物の安全確認・安全確保の制約」、「一時避難場所の全作業の制約」

②避難所建物の安全確認は、万全を期して“明るくなるまで待つ”ことも判断の一つです。

—— 長時間待機を強いられる避難者対応に万全を期す（指定避難所・一時避難場所）

③自治会館は、発電機・照明、懐中電灯等での「確認と作業」を可能な範囲で進めます。

最悪の場合（会館使用不可）は「会館前駐車場」を一時的にでも利用する工夫を考えます。

④一時避難場所では、避難所の開設準備状況を説明し、待機継続か一旦解散（自宅待機）か、あるいは開設されてないが指定避難所に移動するか…。

最終的には本人の判断に委ねるケースも出てきます ⇒ 前項関連

一時避難場所（周辺）は“真っ暗” — 安全確保と二次災害の防止を

### 関連④

## 家庭での「自給体制の強化」

周知・啓発

#### ライフラインの“全面的な断”

↓  
家屋の被害が少ない場合でも、ライフラインが“全面的停止”になれば、各家庭で一定期間の食料確保が必要 ⇒ 多くの世帯が「在宅避難者」となる可能性があります。

#### 基本は、各家庭の自給体制 — 3日~1週間程度過ごせる食料・水の備蓄

● — 家庭の「自給体制の確保」を平常時から呼びかけ、周知徹底していきます。

#### ■家庭の食料備蓄は — ローリング・ストック

備蓄を長期保存食だけに特定せず、一定の保存期間（消費期限）がある好物の食品等を、日常的に使いながら少し多めに保存・補充を繰り返す方法です。

「備蓄・保存の意識と関心」が日常的に高まることと、常に新しい物の備蓄、非常時でも各人の“好みの物が食せる”メリットがあります。

## 関連⑤

### 班内／安否確認と被害状況の把握（調査）

1. 班内・被害状況調査（調査実施は被害の程度により、別途判断 —— 担当／総務部）
  - \* 発災後できるだけ早い時期に、班別／全戸の「被災状況・安否確認」調査を行い、被害等の全容を把握します ⇒ **様式1／被災状況調査表 (p.96)、p.57 総務部参照**
  - \* 班長が作業困難な場合は「班長 ⇒ 班内有志に応援・協力」を求めます。
2. 在宅避難者の把握（原則／避難所開設となった場合）
  - \* 被災状況調査に併せて「在宅避難者」を把握します ⇒ **在宅避難者名簿の作成**
  - \* 在宅避難者への支援対応は、避難誘導部（避難者支援部）を中心に関係部が行います。

## 関連⑥

### 救急搬送・緊急避難場所

**救急搬送** —— 負傷者・体調不良者・要援護者など様々なケースと症状が考えられますが、一義的には病院搬送 or 緊急避難場所（当面の安静と安全／自治会館）に搬送します。

対策本部では可能な限り手を尽くして、行政情報のほか医院開業情報を収集します。

**救護所設置** —— ● 避難所開設後、状況判断の上で香芝東中学校に救護所が設置されます。  
⇒ 軽度の患者対応。トリアージで、重症患者は病院搬送する（p.18）

**緊急避難場所** —— 当座の安静場所として自治会館を準備し、必要な対応に当たります。

救急医薬品等は準備しますが、医療専門スタッフが駐在している訳ではありません。

● 看護ボランティア協力者（OB 経験者）の事前確保 —— 協力呼びかけに努めます。

## 関連⑦

### 世話役・班長防災委員 連絡体制

#### 1. 関係者「携帯電話番号」の一括集約

当面の、最も有力な連絡手段は「携帯電話」です。

- 世話役および班長防災委員、関係者の「携帯電話番号」を事務局で一括集約・保管し、非常時連絡体制の確保を検討します（個人情報／運用・取り扱いには細心の注意）

#### 2. デジタル簡易無線機の活用

“各ポイント間”の連絡手段として「トランシーバー（5W）」を8台整備（2021.12）。災害現場や避難所等の各ポイントと対策本部間の通信など多用途に活用する。

**対策本部⇔一時避難場所    対策本部⇔指定避難所    対策本部⇔現場出勤・被災場所**

# 災害時「要援護者」

## 災害時要援護者とは

様々なハンディキャップを持つ人々を総称する概念で、傷病者、身体に障害のある人、乳幼児、体力的衰えのある高齢者、日本語の理解が不十分な外国人などを、「要援護者」としてとらえることができます。災害が発生した場合、自力による避難が困難な人たちで、支援が必要です。

### 1. 要援護者の把握

- \* プライバシーに関わる事柄だけに「実態把握が難しい現実」があります。自治会では民生児童委員と連携して行政情報を活用し、必要な支援も含めて個々の状況把握に努めます。
  - ⇒ 情報は、要援護者本人や家族の了解を得て、実際に救出・避難誘導に当たる組織の範囲に留めるなど、取り扱いに最大限注意します。

### 2. 避難時の支援体制

- ① 個別の救出・避難誘導方法を、事前に特命担当者および関係者で検討するなど、ケースによって最善の対応を模索します。また、災害時の“プライバシー守秘義務の一時的な解除”などについても、予め当事者と話し合っておきます。
- ② 要援護者1人に対して、複数人の支援体制を組みます。
  - ⇒ 日頃から要援護者（宅）を知っている近隣の“複数人”で支援体制をつくります。
- ③ 具体的な活動手順を決め、要援護者に十分説明します（訓練等が出来ればベスト）

### 3. 避難所での支援体制

- \* 居住スペースの確保をはじめ、物心両面で様々な「サポート体制」を考えます。
  - ⇒ 被災直後の対応の拙さが、健康悪化に繋がりがねません。施設条件・設備環境の良い「福祉避難所」への移送も検討します（保健師判断 / 資料編 P.138）

## 特命担当者の指名

## 民生児童委員と連携

- \* 「災害時要援護者支援特別プロジェクト」（特命担当者）を編成し、要援護者の把握と、支援体制・行動計画の整備、および避難所対応の全般を統括します。
- \* プロジェクトは「地域福祉活動プロジェクト」の構成員から成る。災害時には「要援護者個別支援計画」にもとづき対応する。